

「議論の中間整理」に対して寄せられた意見について

「議論の中間整理」に対し、残余財産の帰属に関して以下のような意見が寄せられているところ、どのように考えるか。

残余財産を社員に帰属させることを禁止すべきとする意見

1. 営利（剰余金の分配）を目的としない非営利法人の本質から考えて、残余財産のうち、社員等が拠出した出資金等の財産を拠出額の限度内で返還することは何ら非営利性に反しないが、活動期間中に蓄積された利益（剰余金）まで社員に分配することは非営利法人の本質に矛盾する。従って、活動期間中に蓄積された利益（剰余金）の分配については、定款又は社員総会の決議によっても社員に帰属しないことを明確に規定すべき。
2. 残余財産を社員に帰属させることも妨げないとする理由が理解できない。仮にそうであっても出資や会費相当額を限度とすべき。でなければ剰余金分配禁止の原則と平仄が合わない。
3. 新しい非営利法人制度においては、民間非営利活動へのより多くの人の寄付や参加を促すためにも、対象となる法人が解散時の財産を分与できるものであるかどうか、誰の目にもわかるものであることが不可欠であり、完全な非分配を原則とすべき。準則主義で設立する場合でも、法の規定と定款への必要事項の記載及び一定の情報公開を義務付けることによって、完全な非分配の保障を担保できると考える。
4. 「中間整理」では、「非営利」の定義におかしいところがある。「非営利性」は、「営利性」の反対概念で「非分配」（存続上も解散後の残余財産も非分配）をいう。世界的にもそのように解釈されている。完全な非営利法人ではない中間法人と完全非営利の公益法人を一緒にすることに意味があるとは到底思えない。
5. 非営利（＝利益を分配しない）法人なのに解散時に残余財産を分配できている点は不適切であり、むしろ残余財産の分配を禁止ないしは強く規制

すべき。非営利社団法人は、完全な非分配型を原則とすべきであり、完全非分配の非営利社団法人は原則非課税とすべき。

6. 出資型を含めて非営利法人一般法が成立すれば、中間法人法を廃止して、非営利法人法に統合することも考えられる。しかしながら、現在の中間法人制度には以下の三つの問題点があり、これらの問題点を引きずらないことが大前提となる。

有限責任中間法人において最低三百万円の基金が必要とされていること。

定款又は社員総会の決議により活動期間中に蓄積された毎期の利益(剰余金)を含む残余財産を社員に帰属させることが可能となっており、非営利法人として位置づけられないこと。

非営利活動のための寄付金や会費収入について、法人所得の計算上、益金に算入され、営利法人の事業収入と同率で法人税が課税されること。

残余財産を社員に帰属させることを禁止する類型を別に設けるべきとする意見

7. 新たな非営利法人制度については、完全な非分配(残余財産の分配も不可)を原則とすべき。残余財産の分配が可能な法人を非営利法人に含めるのであれば、残余財産の分配不可と分配可の2つの法人類型を設けるべき。
8. 非営利法人には多様なタイプがあるにもかかわらず、想定している「非営利法人」が特異な「非営利法人」であることは問題。仮に民法34条法人だけを改革の対象とするのであれば、残余財産の分配は不可とし、中間法人も含めるべきではないが、非営利法人全体を対象とする基本法を目指した改革を目的とするならば、非営利法人の多様さを保証するような改革にするべきで、残余財産の分配不可と残余財産の分配可の二つの類型から基本類型を設計すべき。
9. 新たな非営利法人については、「非営利・完全非分配型」(残余財産の分配不可)と「非営利・不完全非分配型」(残余財産の分配可)の二つの法人類型を設けることが必要。

10. 現行の中間法人制度との関係については、もし一体として制度設計するならば、完全非配分の新しい非営利法人と非配分が不完全な中間法人の違いを制度的に明確化すべき。

11. 準則主義での新たな非営利法人設立を前提として、その法人制度上、「残余財産の分配を認める法人」と「認めない法人」を明確に二分すべき。非営利法人の設立目的、その目的を実現する事業を論ずる上で、残余財産を分配できるのとできないとのでは大きな差があり、市民から理解され、信頼される良質の非営利活動を促進する上からも明確な区分が必要である。

公益性のある法人については残余財産を社員に帰属させることを禁止すべきとする意見

12. 公益性のある法人については、「非営利・完全非分配型」(残余財産の分配不可)とし、行動様式の異なる「非営利・不完全非分配型」(残余財産の分配可)の法人とは明確に分別し、法人類型を設けることが必要。

13. 残余財産分配可の法人と、公益組織・国・地方公共団体に帰属させるタイプの法人(分配不可の法人)に法人類型を分け、後者から前者への変更を禁止すべき。残余財産非分配が絶対条件である公益性のある非営利法人が公益性を喪失した場合、このような変更は寄付者を含む一般市民の信頼を裏切り、ひいては公益性のある非営利法人制度の信頼を低下させることとなる。

14. 非営利法人の本質は利益非分配であって、法人の活動期間中に蓄積された毎期の利益(剰余金)を分配しなければ非営利性は担保される。また、活動期間中に公益性のある活動の基礎財産として用いられた出資金を、当初に拠出した額の範囲内で社員等に返還しても公益性が失われるとは考えられない。従って、「公益性を有する法人の解散後の残余財産の帰属」については、「残余財産のうち、活動期間中に蓄積された毎期の利益(剰余金)については、社員への分配を禁止する方向で検討を進める。」と改めるべき。